

令和8年2月定例会

建設委員会資料
(環境部)

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部改正について

1 条例改正の理由

家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）を引き下げるため、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正しようとするもの

2 条例改正の内容

手数料の額を、家庭ごみ袋1枚につき、次のように改める。

単位	改正後
容量が10リットル相当の家庭ごみ袋	4円
容量が20リットル相当の家庭ごみ袋	8円
容量が30リットル相当の家庭ごみ袋	12円
容量が45リットル相当の家庭ごみ袋	18円

※現行1リットル相当で1円を0.4円に引き下げる。（P8別表第1（第32条関係））

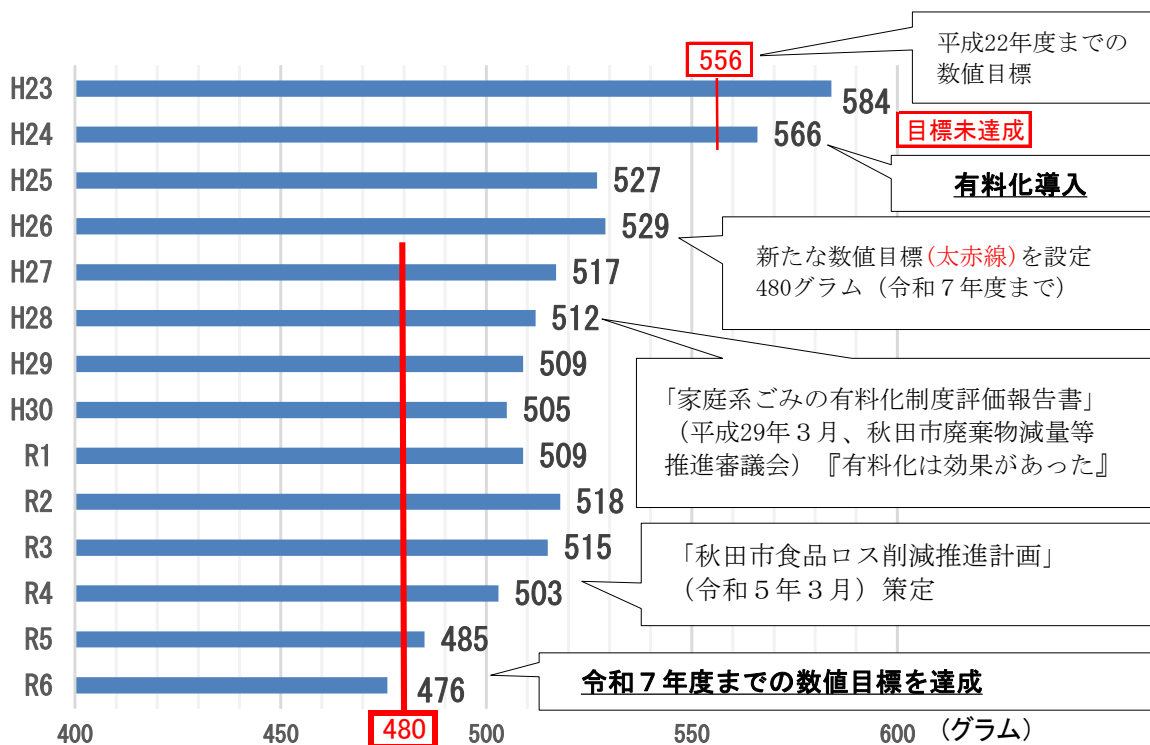
3 条例改正の背景

(1) 家庭ごみ有料化のこれまでの成果等

平成24年7月の家庭ごみ有料化導入（1リットル相当の手数料1円）以降、市民の協力を得ながら、ごみ減量を進めてきた。

令和6年度の一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（476グラム）が令和7年度までの減量目標（480グラム）を1年前倒して達成するなど、一定程度の有料化の成果をあげてきた。

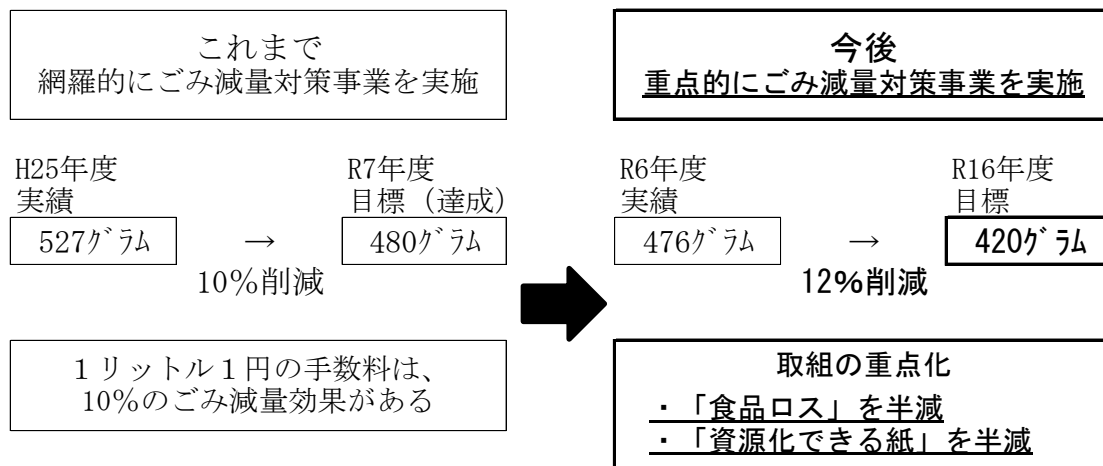
【図1 一人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移および状況】



(2) ごみ減量の数値目標

国が進める循環型社会の実現に向け、本市において、食品ロスの発生抑制や雑がみの再資源化の推進などに重点的に取り組むこととし、現在策定作業中である一般廃棄物処理基本計画の数値目標（一人1日当たり家庭系ごみ排出量）は、手数料を引き下げた場合であってもさらなる減量を目指した設定とする。

【図2 数値目標設定の考え方（これまでと今後）】



(3) 手数料相当額の使途

ア 施設整備の財源を確保するため、一般廃棄物処理施設整備基金への積立については、積立割合を変更しない。また、活用施策については、家庭ごみ減量に資する事業への重点化を図る。(表1参照)

イ 令和7年度手数料相当額活用事業のうち、市民生活に不可欠な事業については令和8年度においても引き続き実施することとしている。

なお、令和8年度における各事業の予算については、手数料相当額充当の要否にかかわらず、行政経営会議における審議の結果である。

ウ 一般廃棄物処理施設整備基金は、新ごみ処理施設整備事業の最終年度まで残高を維持し、計画的に充当することで整備事業が本格化する各年度の一般財源への影響の低減を図る。

なお、ごみ処理広域化および今後予定するプラスチックごみ分別収集実施により、国の有利な財源が活用できるほか、広域化を構成する自治体からの負担金を見込んでいる。(図3参照)

【表1 手数料相当額の使途の年度間比較】

令和8年度 手数料相当額の使途について（見える化）

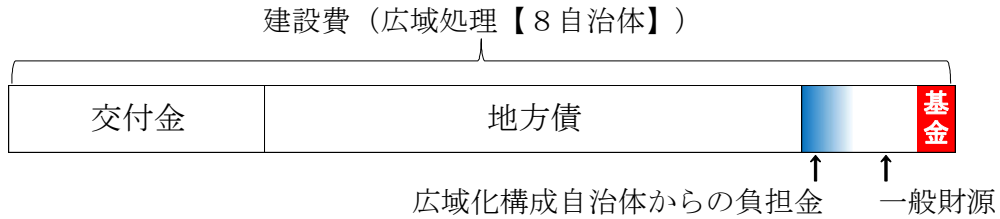
（単位：千円）

手数料歳入予算額		233,552				
↓ 特定財源として直接充当						
塵芥処理費		233,552				
↓ 相当額（一般財源）を環境施策等に活用 A + B = 233,552						
A 一般廃棄物処理施設整備基金積立金		116,776				
活用施策		R8充当額	R8事業費 (当初)	R7充当額	R7事業費 (当初)	7年度充当 8年度 実施状況
家庭ごみ減量等対策事業						
1	ごみ集積所の美化	5,161	5,161	6,636	6,636	-
2	生ごみ減量の促進	2,859	2,902	4,736	5,884	-
3	集団回収の普及促進	6,990	6,990	10,055	10,055	-
4	資源化物の祝日収集	19,894	19,894	17,661	17,661	-
5	古紙回収の促進・支援	53,514	53,514	37,956	37,956	-
6	ごみ減量の情報発信	1,355	1,355	5,970	5,970	-
7	不適正排出対策	2,843	2,843	6,773	6,773	-
8	不法投棄対策	1,170	4,765	4,812	4,812	-
	粗大ごみオンライン申込経費	-	907	908	908	実施
9	家庭ごみ処理手数料収納管理関連経費	14,674	44,549	15,547	15,547	-
	家庭ごみ減量等対策事業 計・・・①	108,460		111,054		
その他の環境対策事業						
地球温暖化対策						
	再生可能エネルギー導入支援事業	-	0	6,819	6,819	廃止
	次世代エネルギーパーク運営経費	-	4,801	3,239	4,589	実施
1	地域ESCO事業	8,316	8,316	8,316	8,316	-
	あきエコどんどんプロジェクト事業	-	-	5,542	5,542	調整中
	地球温暖化対策実行計画推進事業	-	1,782	957	957	実施
	溶融施設バイオマスチップ使用等経費	-	27,195	23,756	23,756	実施
	中小企業等省エネ促進事業	-	0	24,017	24,017	廃止
	総合環境センター照明LED化修繕経費	-	-	2,000	2,000	実施なし
	【総務部】次世代低公害車導入事業	-	-	515	4,415	実施なし
	【観光文化スポーツ部】排泄物有効活用事業	-	6,508	4,755	6,508	実施
	【市民生活部】まちあかり・ふれあい推進事業	-	87,375	520	214,339	実施
	【産業振興部】再生可能エネルギー関連産業人材育成支援事業	-	5,086	495	5,195	実施
	【建設部】グリーンインフラ公園緑地整備事業	-	-	400	8,000	実施なし
	計 = α	8,316		81,331		
生活環境の保全に寄与する事業						
	微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託	-	9,117	7,015	7,015	実施
	公共用水域等水質測定業務委託（要監視項目等状況把握調査）	-	971	971	971	実施
	水銀含有ごみ収集運搬・処分経費	-	25,269	32,768	32,807	実施
	計 = β	0		40,754		
	その他の環境対策事業 計・・・②=α+β	8,316		122,085		
B 活用施策合計=①+②		116,776		233,139		

凡例	
実施	手数料相当額以外の財源で実施
調整中	事業主体等の見直しに伴い調整中
実施なし	令和7年度は活用施策として実施したが、令和8年度は実施予定なし
廃止	事業見直しにより事業を廃止
	令和7年度は活用施策として相当額を充当したが、令和8年度は活用施策としない事業

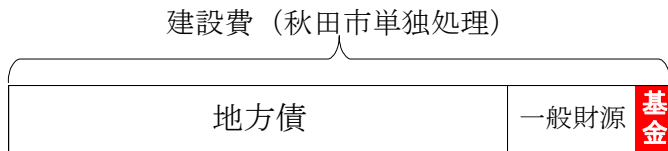
【図3 新ごみ処理施設（焼却施設）整備の財源の見込み】

▼広域化（プラスチック分別）する場合



※「広域化構成自治体からの負担金」は、建設費に応じて今後協議により確定するもの

▼広域化しない場合



※交付金の申請は可能だが、国から採択される可能性は極めて低いもの

4 手数料の水準

物価高騰による社会経済情勢の変化などを踏まえ、市民負担の軽減を図るため、有料化を実施している東北県庁所在市と比較しつつ、ごみ減量への影響、市財政への影響等を総合的に考慮した上で、1リットル相当で0.4円とする。

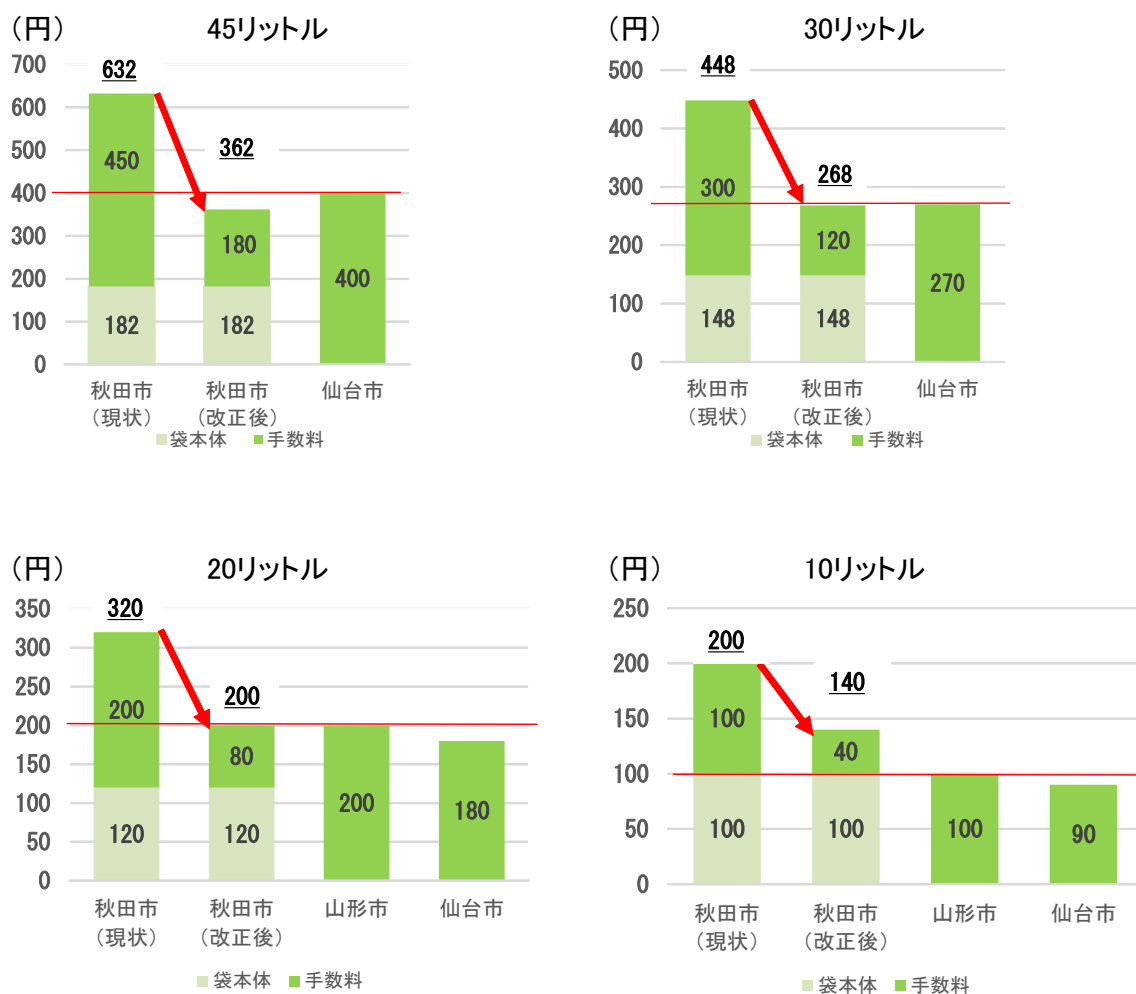
なお、今後も有料化による経済的動機付けを維持して、ごみ減量を進めることとする。

	改正案	現行(令和7年度)		
	秋田市	山形市	仙台市	秋田市
60リットル		600円		
45リットル	362円 (180円)		400円	632円 (450円)
35リットル		350円		
30リットル	268円 (120円)		270円	448円 (300円)
20リットル	200円 (80円)	200円	180円	320円 (200円)
10リットル	140円(40円)	100円	90円	200円(100円)

※1 販売価格は10枚入りの金額。秋田市は平均販売価格

※2 秋田市の()は販売価格に含まれる手数料

【図4 容量別販売価格の比較】



5 条例改正に伴う対応

- (1) 移行に際し、混乱が生じないように、条例公布から施行まで3か月程度の移行期間を設定する。
- (2) 公布後、広報あきたや市ホームページ等で市民に対する周知を行う。また、小売事業者を対象とした説明会等を開催した上で手数料収納事務委託業務の変更を行う。
- (3) 令和8年度当初予算「家庭ごみ処理手数料収納管理関連経費」に事業者の掛かり増し分の負担を軽減するための費用等を計上する。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案			現行		
目次 (略) 第1条～第55条 (略) 別表第1 (第32条関係)			目次 (略) 第1条～第55条 (略) 別表第1 (第32条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
家庭ごみ (おむつ、刈草、落葉およびせん定枝を除く。)	容量が10リットル相当の指定袋(家庭ごみを収納するものに限る。以下同じ。)1枚につき	4円	家庭ごみ (おむつ、刈草、落葉およびせん定枝を除く。)	容量が10リットル相当の指定袋(家庭ごみを収納するものに限る。以下同じ。)1枚につき	10円
	容量が20リットル相当の指定袋1枚につき	8円		容量が20リットル相当の指定袋1枚につき	20円
	容量が30リットル相当の指定袋1枚につき	12円		容量が30リットル相当の指定袋1枚につき	30円
	容量が45リットル相当の指定袋1枚につき	18円		容量が45リットル相当の指定袋1枚につき	45円
(略)			(略)		
備考 (略) 以下 (略)			備考 (略) 以下 (略)		

廃棄物発電会計に係る次期経営戦略の策定について

1 概要

「経営戦略」とは、各地方公共団体の公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり総務省より策定が求められている。また、策定にあたっては、経営の効率化・健全化へ向けた取組について検討を行い、取組方針を記載することが必要となる。

秋田市廃棄物発電会計（電気事業）においては、平成27年10月に経営戦略を策定し、令和8年3月をもって計画期間（10年間）が満了となることから次期経営戦略の策定を行うものである。

なお、令和17年度の新焼却施設の稼働およびごみ処理広域化が検討されているため次期経営戦略の計画期間は、令和8年度から令和16年度までの9年間としている。

2 次期経営戦略の構成・主な内容

(1) 経営の基本方針

ごみ熔融時の余熱を利用して行っている廃棄物発電の余剰電力を売却し収益を上げている事業である。機能を停止することの無いよう施設の適切な運転整備を行うとともに効率化を目指し、安定的な発電量の確保による健全な経営継続に取り組む。

(2) 計画期間

9年間 令和8年度から令和16年度まで

(3) 投資・財政計画

別添のとおり

(4) 効率化・経営健全化の取組

ごみの減少や社会情勢の影響を受けた売電単価の変動に伴う発電収入減への対応が課題となっており、基本方針のとおり熔融炉の効率的な運転による発電量の安定化を図る。

3 今後の取扱い

(1) 令和8年3月末に市ホームページへ次期経営戦略を掲載

(2) 毎年度末に投資・財政計画を更新、公表

(3) 状況の変化等に伴い必要が生じた場合は、経営戦略自体の見直しを実施

(案)

秋田市電気事業経営戦略

団 体 名 : 秋田市

事 業 名 : 電気事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	0人	最 大 出 力 * 1	8,500KW
発 電 施 設 数	水力発電 箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	44,024MWh
	風力発電 箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	12.14円
	太陽光発電 箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	0箇所
	ごみ発電 1箇所	有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 率 * 1	0年

*1「最大出力」、は保有している発電施設のうち最大のものを記載。「年間発電電力量」及び「年間電力料収入」は、保有する全ての発電施設の合計を記載。

「有形固定資産減価償却率」は、法非適用の事業にあっては、老朽化の状況を表す指標を記載。

(2) 現在の経営状況

年間電力料収入 * 1 ※過去3年度分を記載	R4	270,292千円	R5	424,594千円	R6	204,413千円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R4	100.0%	R5	100.0%	R6	100.0%
純 損 益 ※過去3年度分を記載	R4	1千円	R5	1千円	R6	1千円
資金不足比率 * 2 ※過去3年度分を記載	R4	-%	R5	-%	R6	-%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

・年間電力量収入について、R6年度はR5年度と比較して大幅減となっているが、売電単価(毎年度更新)の下降による影響である。また、R4年度と比較して減となっているが、ごみ搬入量の減による影響である。

・本施設における収益的収支比率は、これまで継続して100%となっている。廃棄物処理に際して発生するエネルギーを回収し発電していることから、今後も継続して安定的な経営を行うことが可能と認識している。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率(法適用企業の場合) = (地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率(法非適用企業の場合) = (地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

(1) 料金収入の予測

・本市では、市民の環境意識の向上に伴い世帯あたりの一般廃棄物の排出量が減少傾向にあること、人口の減少傾向が見られることなどから、今後廃棄物処理量の減が見込まれる。本施設は廃棄物処理時のエネルギーを回収して発電しているため、今後発電量の減少が予想される。近年は同程度の売電単価で推移しているが、今後の社会情勢の変化等により下落となることも考えられる。

(2) 老朽化対策の見通し

・本施設は竣工年度から24年が経過している。大規模改修等による延命化を図りながら運転を継続しているが、経年劣化による設備の老朽化が認められることから、定期検査の結果等を踏まえ、ごみ溶融施設一体として、予算の範囲内で適時適切な老朽化対策を実施することとしている。

3. 経営の基本方針

・本市内で発生した一般廃棄物を処理する施設としての機能を停止することのないよう、施設の適切な運転整備および効率の良い溶融炉の運転により、安定的な発電電力を確保し、健全経営の継続に取り組む。

・発電量の減に伴う収入減を抑えるため、発電効率が高くなるよう溶融炉の運転を工夫するなど、引き続き売電収入の確保に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

・特になし。

②収支計画のうち財源についての説明

・料金収入について、2. 将来の事業環境(1)料金収入の予測で算出した金額を参考に設定した。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・その他営業費用の主なものは、発電設備の運転整備業務委託費である。本業務委託は、ごみ溶融施設の運転整備業務委託と同一業者と契約しており、点検に要する発電停止期間の短縮や年次点検項目の整合など、効率的な設備管理を行っている。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

・特になし。

5. 公営企業として実施する必要性

・本事業の運営は、余剰電力の売却収入(発電収入)で賄っており、また電気事業債を活用した施設であることから、今後も特別会計で運営していく。運営に当たっては、施設内の省エネ化や節電をさらに推進するほか、石油やバイオマスチップ等助燃剤の効果的な調整による発電効率の高い施設運転を行うなど、引き続き余剰電力の確保に努める。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、
改定等に関する事項

・この計画書は、状況の変化に適切に対応し適宜改定するものとする。
・毎年度末に投資・財政計画を更新、市ホームページで公表するものとする。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
		(決算)	(決算見込)										
収 益	収益的収入	1 総 収 益 (A)	228,369	253,181	229,329	223,616	218,047	212,620	207,329	202,173	197,147	192,248	187,473
		(1) 営 業 収 益 (B)	224,854	249,666	225,814	220,101	214,532	209,105	203,814	198,658	193,632	188,733	183,958
		ア 料 金 収 入	224,854	249,666	225,814	220,101	214,532	209,105	203,814	198,658	193,632	188,733	183,958
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他											
		(2) 営 業 外 収 益	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515
		ア 他 会 計 繰 入 金	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515
	イ そ の 他												
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	228,369	253,181	229,329	223,616	218,047	212,620	207,329	202,173	197,147	192,248	187,473
		(1) 営 業 費 用	25,586	58,759	32,468	59,471	32,442	59,445	32,417	59,420	32,391	59,394	32,366
		ア 職 員 給 与 費	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515
		うち退職手当											
		イ そ の 他	22,071	55,244	28,953	55,956	28,927	55,930	28,902	55,905	28,876	55,879	28,851
		(2) 営 業 外 費 用	202,783	194,422	196,861	164,145	185,605	153,175	174,912	142,753	164,756	132,854	155,107
ア 支 払 利 息													
うち一時借入金利息													
うち資本費平準化償分													
イ そ の 他	202,783	194,422	196,861	164,145	185,605	153,175	174,912	142,753	164,756	132,854	155,107		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)													
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)											
		(1) 地 方 債											
		うち資本費平準化債											
		(2) 他 会 計 補 助 金											
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金											
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他												
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)											
		(1) 建 設 改 良 費											
		うち職員給与費											
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)											
		うち資本費平準化償還金											
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)													

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
区 分											
収支再差引 (E)+(I) (J)											
積立金 (K)											
前年度からの繰越金 (L)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
前年度繰上充用金 (M)											
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)											
実質収支黒字 (P)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
(N)-(O) 赤字 (Q)											
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)											
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)											
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	224,854	249,666	225,814	220,101	214,532	209,105	203,814	198,658	193,632	188,733	183,958
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)											
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)											
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)											
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)											
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)											
他会計借入金残高 (W)											
地方債残高 (X)											

○他会計繰入金

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
区 分											
収益的収支分	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515
うち基準内繰入金											
うち基準外繰入金	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515
資本的収支分											
うち基準内繰入金											
うち基準外繰入金											
合 計	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515	3,515

秋田市一般廃棄物処理基本計画の策定について

1 概要

令和7年11月定例会建設委員会において、策定中の秋田市一般廃棄物処理基本計画の素案について、進捗状況を説明した上で、意見公募に付することを説明した。

その後、意見公募の結果をとりまとめ、内容を秋田市廃棄物減量等推進審議会で説明し、答申があった。

こうしたことを踏まえ、本計画について別紙のとおり年度末に策定するもの。

2 意見公募の結果

(1) 実施方法

ア 期間 令和7年12月19日から令和8年1月19日まで

イ 方法 パブリックコメントの実施および市民100人会での意見聴取

(2) 提出意見等

ア 件数7件（2名から回答）

イ 意見と市の考え方は、2月中旬にホームページで公表済み

(3) 主な意見と市の考え方

	章	意見要旨	市の考え方	修正の 要否
1	第5章 個別施策 1 環境負荷を低減 するためのごみの 発生抑制	・食品ロスをなくす為、いろいろなスーパーで工夫をしている賞味期限の間近な食品のつめ放題や同じ値段で数が多いと嬉しい。手前取りや買った材料を食べ切ったり冷凍したり食材を少しでも無駄にしないよう心がけたい。	・食品ロスの削減は、ごみ減量につながることから、事業者に対しても、ご指摘のような取組が進むよう啓発指導を行ってまいります。	否
2	第5章 個別施策 (6) 危険なごみ・ 処理が困難なごみ への対応	・環境省が令和7年4月にリチウム蓄電池等の適正処理に関して通知を出している。市民は、膨張・変形したリチウムイオン二次電池の処分・回収システムがないことに困っている。膨張・変形したリチウムリチウムイオン二次電池の処分・回収システムの確立をお願いする。	・リチウムイオン電池は、膨張し・変形し一般廃棄物となった場合は、適正に処理を行っており、その回収方法の周知に努めてまいります。 ・製品そのものの火災等のリスクの公平な負担という視点から、製造者責任の拡大などを国に働きかけるなど、住民が廃棄する際に戸惑うことがないよう意を用いてまいります。	否

3 答申

(1) 経緯

第4回審議会（令和8年1月27日）で意見公募の結果を説明し、素案に修正を要しない旨意見があった。その後、2月26日付けで秋田市廃棄物減量等推進審議会長から答申があった。

(2) 内容

別紙のとおり素案と変わらない内容で答申があった。

なお、「家庭ごみ処理手数料の引下げ」に対して、以下の意見が附されている。

附帯意見

- 1 家庭ごみ処理手数料の引下げに際しては、これまで有料化制度が果たしてきた役割を踏まえ適切な価格設定とすること。
- 2 家庭ごみ処理手数料を引き下げたとしても、ごみ減量が今後も継続するよう市として必要なごみ減量施策や取組を推進していくこと。

4 スケジュール

令和8年3月末 策定、告示

ごみ処理広域化の取組状況について

1 概要

令和7年12月16日の建設委員会において、由利本荘市がごみ処理広域化の検討枠組みに参加したことを報告したところであり、その後の状況について次のとおり報告するもの。

2 広域化協議会の名称変更および基本協定書の改正

由利本荘市が参加することで構成市町村数が8自治体となったことから、各自治体の副首長で構成する協議会の名称を変更し、ごみ広域処理の基本方針をとりまとめた基本協定書の改正を行う。

	変更後・改正後	変更前・改正前
協議会名称	秋田中央地域ごみ処理広域化協議会	秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会
基本協定書	秋田中央地域ごみ広域処理に関する基本協定書	秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロックごみ広域処理に関する基本協定書
協定締結日	令和8年3月（予定）	令和7年3月27日

3 ごみ処理広域化基本計画の策定

今後進めるごみ処理広域化について、協議会で合意し、これまで議会に報告した広域処理の方針や8自治体のごみ排出量等を整理した「秋田中央地域ごみ処理広域化基本計画」を、令和8年3月に8自治体連名で策定・公表し、事業実施の市民理解を深めることとしている。

なお、策定に当たっては、8自治体が共有する概要版を作成し、広域化のメリット等の周知を行う。

4 今後の予定

令和8年度当初予算に、「新ごみ処理施設整備基本計画策定等経費」を12年度までの継続費で計上しており、今後は、事業を推進し、広域化協議会での協議状況や事業の進捗状況を適宜、議会へ報告していく。